

県外の医療機関等で定期接種を希望する方へ

接種前に
手続きが
必要です!!

里帰り出産等で、日置市の予防接種委託医療機関以外で定期接種を希望する場合は、事前に手続きが必要です。接種の前に、日置市へ「定期予防接種実施依頼書」の交付申請を行ってください。この依頼書による県外等での定期接種において健康被害が発生した場合は、日置市が責任を負うこととしています。また、接種費用を自己負担した場合の償還払い申請の期限は、接種の翌日から1年以内です。

※日置市以外の県内医療機関で定期接種を希望する場合、県内の相互乗り入れ協力医療機関であれば手続きは不要です。鹿児島県医師会のホームページから「予防接種・検診等情報」で検索できます。

鹿児島県医師会ホームページ http://www.kagoshima.med.or.jp/people/osirase/yobou-sessyu/top_index.htm

◆「定期予防接種実施依頼書」が必要となる予防接種の種類

ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、ヒブ、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ

◆「定期予防接種実施依頼書」の交付申請

①日置市健康保険課または支所地域振興課へ「定期予防接種実施依頼書交付申請書」および母子健康手帳の写し（予防接種の記録）を提出します。※郵送での手続きも可能です。手続きの前にご連絡ください。

【滞在先の市町村に確認すること】

定期予防接種実施依頼書の宛先は「市町村長」、「医療機関長」のどちらであるか。希望する予防接種の実施の有無。

例）里帰り出産で〇〇町にしばらく滞在するため、〇〇町で定期接種を受けたいのですが、定期予防接種実施依頼書の宛先は「市町村長」、「医療機関長」のどちらになりますか。

<宛先が市町村長の場合>（希望する予防接種）□□を実施していますか。

②審査後、対象者へ「定期予防接種実施依頼書」を交付します。

◆接種から費用申請までの流れ

③交付された「定期予防接種実施依頼書」、日置市の予診票、母子健康手帳を持って医療機関等で接種を受けます。予防接種に係る費用は全額自己負担になります。※事前に医療機関等に予約をしてください。

④医療機関等から予診票（写し可）と予防接種の領収書を受け取ります。

⑤接種から1年以内に日置市へ「定期予防接種費用償還払い申請書兼請求書」および予診票、予防接種の領収書、振込口座の通帳の写しを提出します。※助成には上限額があります。

⑥審査後、「定期予防接種費用償還払い決定（却下）通知書」をお送りします。

任意接種（おたふくかぜ）については、「定期予防接種実施依頼書」の申請は必要ありません。接種後に別紙「任意予防接種費用償還払い申請書兼請求書」および母子健康手帳（予防接種の記録）、予防接種の領収書、振込口座の通帳の写しを提出してください。

【お問い合わせ先】

日置市市民福祉部健康保険課 保健予防係
電話番号 099-248-9421（直通）